

令和6年2月13日

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案に関する意見

全国市長会

標記法律案に関して、下記のとおり意見を提出するので、特段の措置を講じられたい。

記

- 1 こども未来戦略の「加速化プラン」の具体的な施策として、本法律案に規定されている新たな認定や支給等の事務については、都市自治体の状況が様々であることから、具体的な制度設計等に当たっては、今後担うこととなる事務負担、財政負担を十分考慮し、都市自治体が各施策を円滑に実施できるよう十分に検討すること。
- 2 妊婦支援給付金の支払方法については、現金その他確実な支払の方法で内閣府令で定めるものにより支払うものとされているが、これまで都市自治体は、国の「出産・子育て応援交付金」の事業スキームに沿って、創意工夫を凝らしながら、妊婦等に対して出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を行ってきた経緯もあることから、これまでと同様の経済的支援も可能となるよう検討すること。
- 3 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応として、引き続き無償化の対象施設とするためには都道府県知事の指定が必要となるが、指定都市等においては、所在する認可外保育施設の届出事務等を行っている実態を踏まえ、その指定に当たって関係する地方公共団体に支障が生じることのないよう、制度設計を行うこと。
- 4 全世代型社会保障の改革工程で示されている令和10年度までに実施の検討を行うとされている取組については、各年度の予算編成過程において幅広く検討し、国及び地方公共団体の歳出の抑制に資するものとされているが、その検討に当たっては、医療・介護制度等への影響も考慮した上で、全世代が安心できる社会保障制度を構築できるよう、地方公共団体の意見を踏まえて慎重に検討すること。